

## 【8－1 香川県医療救護計画】

(平成 25 年 3 月 15 日改正)

### 第 1 医療救護計画の目的

災害及び大規模事故等から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

### 第 2 医療救護計画策定の基本的な考え方

#### 1 医療救護計画の策定

- (1) 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期するため、医療救護計画を策定する。
- (2) 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域医療救護班の編成、出動等の計画を策定する。
- (3) 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設（広域救護病院を除く。）の整備について市町ごとの実情に従い医療救護計画を策定する。
- (4) 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図る。
- (5) 医療救護計画は、平常時の救急医療体制が十分機能しないことを前提として策定する。

#### 2 医療救護施設及び対象者

- (1) 医療救護施設は、市町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の 3 種類とする。
- (2) 医療救護の対象者は、直接災害による負傷者、災害時における救急患者等とする。
  - ア 直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類する。
    - 重症患者 手術等緊急治療を必要とする者
    - 中等症患者 入院治療を必要とする者
    - 軽症者 上記以外の者で外来治療で可能な者
  - イ 災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者、及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者とする。

#### 3 必要な体制の整備

- (1) 県及び市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、必要な体制整備に努める。
- (2) 医療救護体制は、医療機関や医師会等関係機関の協力の下に整備する。
- (3) 地域住民は、自分で自分を守るための家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。
- (4) 県は、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の運用、活動の検証及び研修のあり方等を検討し、DMATの円滑な医療救護活動を確保するため、DMAT連絡会を設置する。

#### 4 その他

- (1) 医療救護の期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでの間とする。
- (2) 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定若しくは現行保険制度その他により取り扱う。

- (3) 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定により取り扱う。

### 第3 県医療救護計画

#### 1 計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域的な医療救護計画を策定する。

香川県医療救護計画は、香川県地域防災計画に記載している医療救護計画について具体化した計画であり、香川県地域防災計画の修正、県内医療体制の変更等、必要に応じて修正を行うものとする。

#### 2 計画の内容

##### (1) 香川県災害医療救護活動連絡会の設置

県は、迅速かつ効果的な医療救護活動が実施できるよう、関係機関の連携を図るため香川県災害医療救護活動連絡会を設置する。

連絡会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- ア 災害時における医療救護活動に関すること
- イ 災害時における関係各機関との連絡及び調整方法に関すること
- ウ 傷病者等の搬送に関すること
- エ 合同訓練に関すること
- オ 医薬品等の備蓄に関すること
- カ その他連絡会が必要と認めること

##### (2) 医療救護体制

医療救護活動は、香川県災害対策本部、県保健福祉事務所及び小豆総合事務所（以下「県保健福祉事務所等」という）、市町、DMAT(※)、災害拠点病院、広域救護病院、広域救護班、救護病院、応急救護所、(社)香川県医師会等関係団体医療救護班等の関係者の密接な連携のもとに行うものとする。

それぞれの機関の役割等は以下のとおりとする。（救護病院、応急救護所については、市町医療救護計画の作成指針に記載）。

##### ア 香川県災害対策本部

##### (ア) 健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

##### a 情報収集

的確な医療救護活動を行うため、応急救護所の設置状況や、医療救護施設等の被災状況等を医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により情報を収集し、必要に応じて県民を含め関係者に対しての情報提供を行う。

##### b 災害派遣医療チーム（DMAT※）の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、DMAT指定医療機関に対し、被災現場や災害拠点病院へのDMATの派遣を要請する。

※DMAT（ディーマット）とは

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

c 広域救護班の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、広域救護病院に対し、応急救護所や救護病院への広域救護班の派遣を要請する。

d 医療救護についての応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県医師会、(社)香川県歯科医師会、(社)香川県看護協会、(社)香川県接骨師会に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請する。

e 国等への応援要請

県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。また、他県のDMAT等の受入調整を行うほか、日本赤十字社香川県支部と連絡をとりながら、国、他の都道府県の医療救護班の派遣先を調整する。

f 医療搬送の手配

県内医療搬送の手配、及び県外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図りながら受入先医療機関などとの調整を行う。

g 医療救護活動の調整等

広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

h 派遣調整本部の設置

派遣調整本部を設置し、関係団体に対する医療救護班の派遣要請や、派遣申出の受け入れ等の調整を行う。

i 災害医療コーディネーターの設置

広域的な医療救護活動の総合調整を行うため必要があると認める場合は、地域の医療機関の事情などに精通した医師等から選任された災害医療コーディネーターを、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）又は県保健福祉事務所等に設置する。

j その他必要な事項

(イ) 健康福祉部薬務感染症対策班

健康福祉部薬務感染症対策班は、健康福祉部医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により、医療救護施設及び避難所における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集する。

b 医薬品の確保供給

市町災害対策本部等からの要請があった場合、県が備蓄している医薬品等を応急救護所及び避難所に供給するとともに、必要がある場合は、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部及び香川県医薬品小売商業組合に対し供給を要請する。

また、必要な輸血用血液の供給が行えるよう香川県赤十字血液センターと連携して調整を行う。

c (社)香川県薬剤師会への応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県薬剤師会に対し、応急救護所等への薬剤師班の派遣を要請する。

d 他都道府県への応援要請

輸血用血液及び医薬品等について、県内の備蓄だけでは対応できないと判断した場合は、関係機関と連携して他の都道府県に応援要請を行うとともに、受入調整を行う。

e その他必要な事項

イ 県保健福祉事務所等

県保健福祉事務所等は、健康福祉部医務国保班のもとで、管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行う。

具体的には、以下の業務を行う。

(ア) 情報収集

医療救護活動を支援するため、管内の医療救護施設等の被災状況、医療活動状況の情報を収集し、市町災害対策本部と連携を図りながら、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）に報告を行うほか、地域住民に情報提供を行う。

(イ) 管内における広域救護班の受入

管内医療救護施設に派遣される広域救護班の受入れについて、市町災害対策本部と連携を図る。

(ウ) 医療搬送の手配

管内市町間、管外への医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図り、市町等への支援を行う。

(エ) 地域災害医療対策会議の設置

市町や医療関係団体、災害拠点病院の医療関係者等で構成する地域災害医療対策会議を設置し、管内の医療体制に関する情報収集と医療救護に関する総合調整を行う。

(オ) その他必要な事項

ウ DMAT

DMATについては、日本DMAT活動要領の規定を基本とする。

(ア) DMAT指定医療機関の整備

県は、DMATを派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員（DMAT登録者）、装備を有する医療機関をDMAT指定医療機関に指定する。

(イ) 担当業務

a 被災現場での医療活動

- b 広域医療搬送拠点（SCU）での医療活動
- c 県外への広域医療搬送の支援
- d 災害拠点病院等の支援
- e 県内での医療搬送の支援
- f 医療活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

(ウ) DMATの派遣要請

- a 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、市町災害対策本部からの派遣要請に基づき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。
- b 県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、甚大な災害等、その事態に照らし緊急を有すると判断される場合は、市町災害対策本部からの要請を待たずに、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。
- c 市町災害対策本部又は消防機関は、県内で発生した事故等でその事態に照らし、緊急を要すると判断した場合、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への要請を経ずに、直接にDMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣を要請することができる。この場合は、県が派遣を要請したものとみなすとともに、派遣を要請した市町災害対策本部又は消防機関は、その旨を県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）に報告する。

(エ) 派遣要請の基準

- a 県内で発生した災害・事故等で、県及び市町・消防機関がDMAT指定医療機関に対し、DMATの派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。
  - ・ 災害または事故により、中等症以上の死傷者が20名以上発生すると見込まれる場合。
  - ・ がれきの下の医療（ConfinedSpaceMedicine,CSM）などDMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合。
- b 四国ブロック内で、震度6強の地震又は死者数が20人以上100人未満見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- c 隣接するブロック内で、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- d 東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。
- e 前号に定める場合のほか、DMATが出動し、対応することが効果的であると認められる場合。

(オ) 待機要請

- a 県は、災害・事故等が発生し、（エ）の要請基準に該当することが見込まれる場合、指定医療機関の長に対しDMATの待機を要請する。
- b 待機要請の手順は(ウ)の派遣要請の手順に準じて行う。
- c 次の場合にDMAT指定医療機関の長は、県からの要請を待たずに、DMATを待機させる。

- (1) 東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (3) 津波警報（大津波警報）が発表された場合

- (4) 東海地震注意報が発表された場合
- (5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合
- (6) DMATが出動を要すると判断するような災害等が発生した場合

(カ) 後方支援

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、香川県広域災害・救急医療情報システムを活用して情報収集に努め、DMATに係る移動手段の確保について、関係機関との連絡・支援・調整を行う。

(キ) 活動報告

現場での活動が終了した後、出動したDMATは、指定医療機関の長を通じて活動内容を知事に報告する。

(ク) DMAT県調整本部

a DMAT県調整本部の設置

(1) 県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、県内で活動するすべてのDMATを指揮するDMAT県調整本部を設置する。

(2) DMAT県調整本部は、県災害対策本部の指揮下に置かれる。

(3) DMAT県調整本部の責任者として、統括DMATを指名する。

b DMAT県調整本部の業務

(1) 県内で活動するすべてのDMATの指揮及び調整

(2) 情報の収集

(3) 消防、医師会など関連機関との連携及び調整

(4) 必要に応じて、災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置し、指揮・調整・連絡する。

(5) その他、DMAT・SCU本部などを指揮・調整・連絡する。

エ 災害拠点病院

(ア) 災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定は知事が行う。その数は「地域災害拠点病院」を二次保健医療圏毎に1か所以上、「基幹災害拠点病院」を県で1か所とする。

(イ) 施設設備

施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者の受入及び処置

c 病院支援（応急資器材の貸し出し等）

d 広域医療救護班の派遣

e 県内・県外医療搬送の支援

f 死体の検案

g 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

h その他必要な事項

(エ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。

(オ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(カ) 医療救護活動の報告等

災害拠点病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

オ 広域救護病院

(ア) 広域救護病院の指定

広域救護病院の指定は知事が行う。その数は、二次保健医療圏毎に2か所以上とする。指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者の受入及び処置
- c 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- d 広域医療救護班の派遣
- e 県内医療搬送の支援
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告
- h その他必要な事項

(エ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。

(オ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(カ) 医療救護活動の報告等

広域救護病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

カ 広域医療救護班

広域医療救護班は、広域救護病院の医療スタッフをもって次により設置する。

(ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

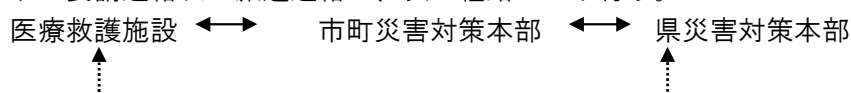
なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部業務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 班設置数の基準

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 医師数 19 人以下の病院      | 1 班編成 |
| 医師数 20 人～29 人以下の病院 | 2 班編成 |
| 医師数 30 人以上の病院      | 3 班編成 |

(ウ) 広域医療救護班の要請

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、広域救護病院に対し、広域医療救護班の派遣を要請する。

(エ) 広域医療救護班の出動

班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動する。

(オ) 広域医療救護班の活動

班は、次の担当業務について、出動先の医療救護施設の指揮者の指示に基づき活動する。

- a トリアージ
- b 傷病者に対する応急処置の実施
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(カ) その他

班を編成する病院等は、あらかじめ次の項目を含んだ広域医療救護班設置要綱を作成するとともに、班の編成要員について、毎年度4月末までに知事に報告する。

- a 班の編成要員
- b 班の設置数
- c 機動力のある交通手段の確保（2 輪車等）
- d 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保
- e 医療セットの備蓄

キ (社) 香川県医師会医療救護班

県災害対策本部は、(社) 香川県医師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) 班の編成

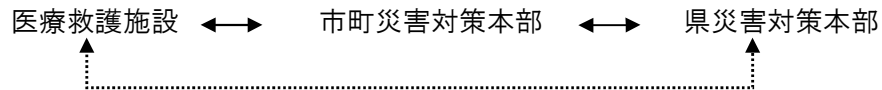
班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

なお、必要に応じ県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、

(社) 香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。



ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) (社) 香川県医師会医療救護班の活動

医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ク (社) 香川県薬剤師会薬剤師班

県災害対策本部は、（社）香川県薬剤師会との「災害発生時における薬剤師班派遣に関する協定書」に基づき、必要に応じて、薬剤師班の派遣を要請する。

(ア) 薬剤師班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

広域医療救護班及び（社）香川県医師会医療救護班 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県薬剤師会薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県薬剤師会薬剤師班の活動

薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所（市町が設置する応急救護所、避難所等）において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ケ (社) 香川県看護協会看護職班

県災害対策本部は、（社）香川県看護協会との「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、看護職班の派遣を要請する。

(ア) (社) 香川県看護協会看護職班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県看護協会看護職班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県看護協会看護職班の活動

看護協会看護職班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、看護職班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

コ (社) 香川県接骨師会災害支援班

県災害対策本部は、（社）香川県接骨師会との「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、災害支援班の派遣を要請する。

(ア) (社) 香川県接骨師会災害支援班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県接骨師会災害支援班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県接骨師会災害支援班の活動

接骨師会災害支援班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

サ (社) 香川県歯科医師会医療救護班

県災害対策本部は、（社）香川県歯科医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) (社) 香川県歯科医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県歯科医師会医療救護班の派遣を要請する。

(イ) (社) 香川県歯科医師会医療救護班の活動

歯科医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

シ 海上からの広域的な医療救護体制

(ア) 診療船の指定

巡回診療船「済生丸」を指定する。

指定に当たって知事は、当該診療船の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該診療船の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者への応急措置
- c 軽症者の処置
- d 海路を利用した患者搬送
- e 死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(エ) 医療スタッフ

知事は、当該医療船の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

ス 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入が可能な医療機関を把握する。

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、収集した情報について、県保健福祉

事務所等及び市町災害対策本部に提供し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者への医療提供の支援を行う。

### (3) 重症患者の医療搬送

#### ア 県内医療搬送

地域内だけで治療や受入のできない重症患者の地域外への医療搬送は、次による。

##### (ア) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力等を勘案して、当該救護施設の責任者が行う。

##### (イ) 搬送要員

搬送要員については、県及び市町災害対策本部、救護施設の管理者等が協議して、その要員の確保を図る。

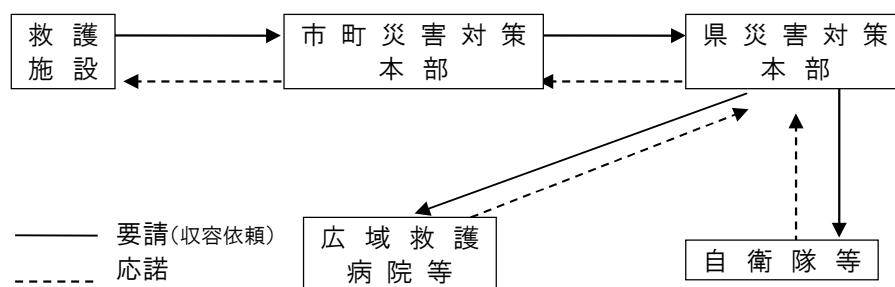
##### (ウ) 搬送の実施

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

なお、患者の収容、搬送にかかるヘリポートについては、県地域防災計画参考資料に掲げる最寄りのヘリポートとする。

##### (エ) 搬送にかかる連絡方法

搬送にかかる連絡方法は、次のとおりであるが、連絡に当たっては、負傷の程度、搬送人員、搬送先等必要な情報の伝達を、正確かつ迅速に行う。



#### イ 広域医療搬送

県災害対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を、国等に要請し、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。

##### (ア) 広域医療搬送拠点（SCU※）の設定・整備

県は、広域医療搬送拠点（SCU）設置場所を設定する。

設定に当たって、知事は当該施設管理者と協議する。

##### (イ) 搬送患者の選定

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

##### (ウ) 搬送要員

SCUへの搬送要員については、県が市町災害対策本部及び災害拠点病院と協議のうえ、その要員の確保を図る。

##### (エ) 搬送の実施

広域医療搬送患者は、広域搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

※SCU（エスシーユー）とは

ステージング・ケア・ユニットの略で、広域医療搬送拠点におき、災害拠点病院等から搬送された患者の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための広域医療搬送拠点での臨時医療施設。

### 3 情報の収集・提供

県は、救急医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため「広域災害・救急医療情報システム」を運用するなど、医療救護活動状況等の把握に努め、県民への情報提供に努める。

#### (1) 医療救護活動状況の把握

##### ア 「広域災害・救急医療情報システム」の災害運用切替

県は、「広域災害・救急医療情報システム」運用基準に基づき、災害運用切替を行い、医療機関等の状況を把握する。

##### イ 医療機関

広域救護病院等は、県の災害運用切替を受けた場合、直ちに院内の状況等を把握し、システムを利用して情報を県災害対策本部へ提供する。

また、患者受入の状況等をシステムを利用して適宜提供する。

##### ウ 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内の救護所設置場所、医療救護施設等医療機関の被災状況等について、県への連絡を発災後直ちに行う。

また、医療救護活動状況の県への報告を適宜行う。

#### (2) 医療救護活動状況の情報提供

県及び市町は、医療救護に関する情報を、県民、市町民に対し適宜提供するものとする。

## 第4 市町医療救護計画の作成指針

### 1 計画の策定

市町は、本指針に基づき、地域の実情にあわせた医療救護計画を策定する。

### 2 計画策定の基本的な考え方

(1) 市町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。

(2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。

(3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。

(4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

### 3 市町医療救護計画の内容

#### (1) 医療救護施設

市町は、応急救護所、救護病院をそれぞれの地域の実情に応じてあらかじめ設置する。

##### ア 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

##### (ア) 設置及び組織

市町長が診療所または避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(ウ) 運営

市町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

- a 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。
- b 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。
  - ① テント  
4方幕付鉄骨テント 6坪用（19.8㎡）
  - ② 救護用医療機器  
創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器
  - ③ ベット等  
折りたたみベッド、担架、発電機（2kw 照明用）、病衣、雑備品
- c 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(ア) 設置及び組織

- a 市町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議し

て指定する。

- b 組織は、既存病院の組織をもってあてる。
- c 市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者の応急処置
- c 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
- d 広域救護病院等への患者搬送
- e 助産活動
- f 死体の検案
- g 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等 の報告
- h その他必要な事項

(ウ) 運営

- a 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
- b 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(エ) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

(2) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

(3) 搬送体制

市町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

ア 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- (ア) 被災場所から、市町内の医療救護施設に搬送する場合
- (イ) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
- (ウ) 市町内の医療救護施設から、同一市町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- (エ) 市町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

イ 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- (ア) 人力による方法
- (イ) 車両による方法
- (ウ) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）

(エ) ヘリコプター等航空機による方法

ウ 搬送の実施

市町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、市町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

(4) その他

ア 市町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

イ 市町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

**第5 医薬品等及び輸血用血液の確保計画**

医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液が不足した場合に備えて、その確保を図るための供給体制は別に定める。

**第6 医療施設の応急復旧計画**

1 県及び市町

県及び市町は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、香川県広域水道企業団、四国電力(株)、四国ガス(株)、プロパンガス供給業者と協議し、優先確保の対策を定めておく。

2 医療機関におけるライフラインの応急復旧

最寄りの関係機関の所在地及び電話番号等の連絡表を作成しておき、ライフラインの確保に努める。

また、ライフラインの復旧に時間を要することも勘案し、給水タンクの設置、自家発電装置の整備等に努める。

(1) 上下水道

香川県広域水道企業団、市町に協力を求め、配管の仮設等による応急給水・排水の確保。

(2) 電力

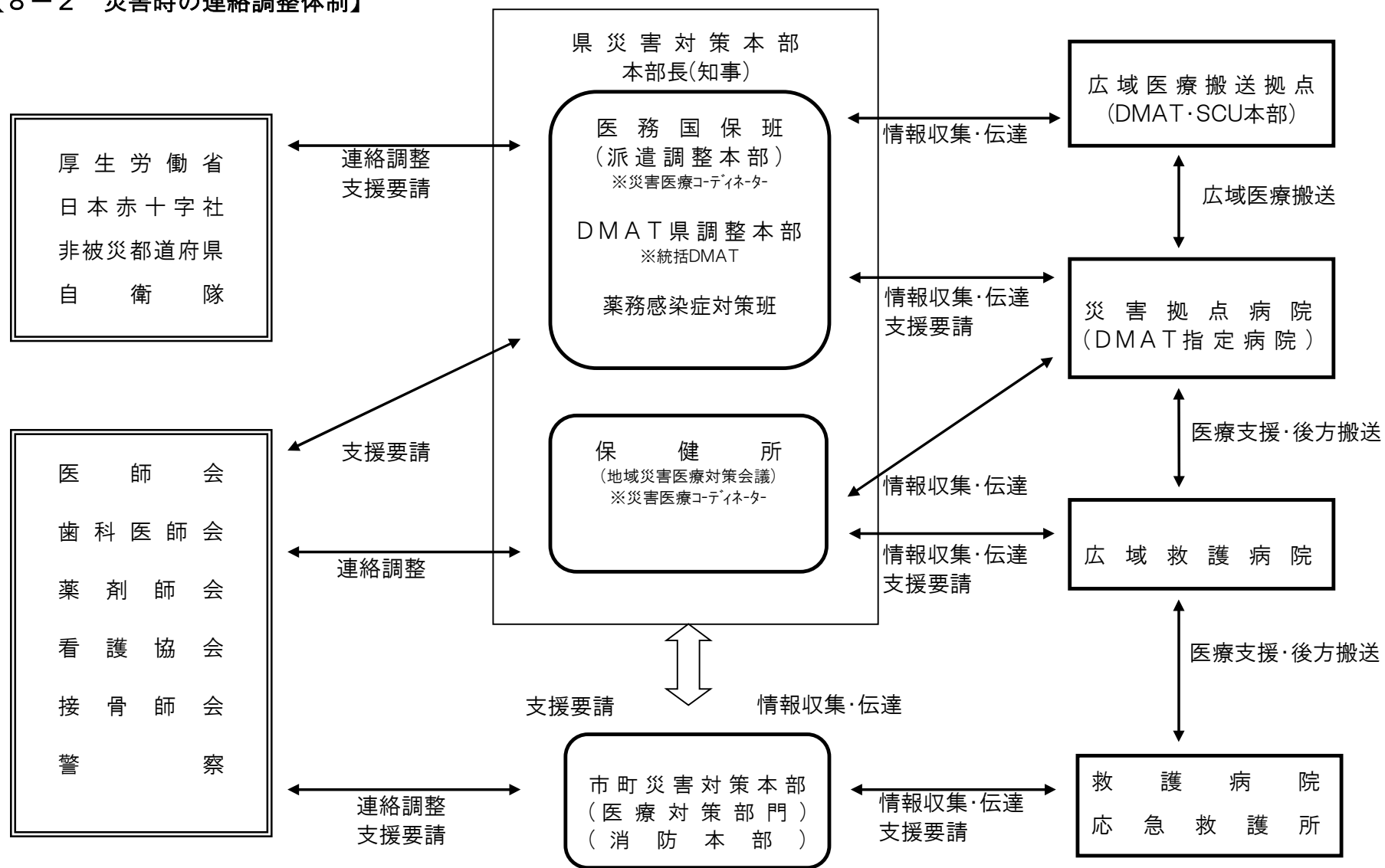
四国電力(株)に協力を求め、電力供給の確保。

(3) ガス

都市ガスについては、四国ガス(株)に協力を求め、都市ガスの確保。

プロパンガスについては、最寄りの業者に協力を求め、優先供給についての確保。

## 【8－2 災害時の連絡調整体制】



# 【8－3 DMA T 指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧】

(令和6年8月1日現在)

|            | 地区 | 番号 | 施設名              | 病床数 | 所在地              | 電話           | 備考 |
|------------|----|----|------------------|-----|------------------|--------------|----|
| DMA T 指定病院 | 大川 | 1  | さぬき市民病院          | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 |    |
|            | 小豆 | 2  | 小豆島中央病院          | 199 | 小豆郡小豆島町池田2060番地1 | 0879-75-1121 |    |
|            | 高松 | 3  | 県立中央病院           | 533 | 高松市朝日町1丁目2-1     | 087-811-3333 |    |
|            |    | 4  | 高松市立みんなの病院       | 305 | 高松市仏生山町甲847番地1   | 087-813-7171 |    |
|            |    | 5  | 高松赤十字病院          | 507 | 高松市番町4丁目1-3      | 087-831-7101 |    |
|            |    | 6  | 香川大学医学部附属病院      | 613 | 木田郡三木町池戸1750-1   | 087-898-5111 |    |
|            | 中讃 | 7  | 四国こどもとおとなの医療センター | 689 | 善通寺市仙遊町2丁目1-1    | 0877-62-1000 |    |
|            |    | 8  | 回生病院             | 397 | 坂出市室町3丁目5-28     | 0877-46-1011 |    |
|            |    | 9  | 香川労災病院           | 404 | 丸亀市城東町3丁目3-1     | 0877-23-3111 |    |
|            | 三豊 | 10 | 三豊総合病院           | 462 | 観音寺市豊浜町姫浜708     | 0875-52-3366 |    |
| 災害拠点病院     | 大川 | 1  | さぬき市民病院          | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 | ※  |
|            | 小豆 | 2  | 小豆島中央病院          | 199 | 小豆郡小豆島町池田2060番地1 | 0879-75-1121 | ※  |
|            | 高松 | 3  | 県立中央病院           | 533 | 高松市朝日町1丁目2-1     | 087-811-3333 | ※  |
|            |    | 4  | 高松市立みんなの病院       | 305 | 高松市仏生山町甲847番地1   | 087-813-7171 | ※  |
|            |    | 5  | 高松赤十字病院          | 507 | 高松市番町4丁目1-3      | 087-831-7101 | ※  |
|            |    | 6  | 香川大学医学部附属病院      | 613 | 木田郡三木町池戸1750-1   | 087-898-5111 | ※  |
|            | 中讃 | 7  | 四国こどもとおとなの医療センター | 689 | 善通寺市仙遊町2丁目1-1    | 0877-62-1000 | ※  |
|            |    | 8  | 回生病院             | 397 | 坂出市室町3丁目5-28     | 0877-46-1011 | ※  |
|            |    | 9  | 香川労災病院           | 404 | 丸亀市城東町3丁目3-1     | 0877-23-3111 | ※  |
|            | 三豊 | 10 | 三豊総合病院           | 462 | 観音寺市豊浜町姫浜708     | 0875-52-3366 | ※  |
| 広域救護病院     | 大川 | 1  | 県立白鳥病院           | 148 | 東かがわ市松原963       | 0879-25-4154 |    |
|            |    | 2  | さぬき市民病院          | 179 | さぬき市寒川町石田東甲387-1 | 0879-43-2521 | ※  |
|            | 小豆 | 3  | 小豆島中央病院          | 199 | 小豆郡小豆島町池田2060番地1 | 0879-75-1121 | ※  |
|            |    | 4  | 小豆島病院            | 184 | 小豆郡小豆島町池田2519-4  | 0879-75-0570 |    |
|            |    | 5  | 牟礼病院             | 47  | 小豆郡小豆島町安田甲33     | 0879-82-1111 |    |
|            | 高松 | 6  | 高松医療センター         | 232 | 高松市新田町乙8         | 087-841-2146 |    |
|            |    | 7  | 国立療養所大島青松園       | 100 | 高松市庵治町6034-1     | 087-871-3131 |    |
|            |    | 8  | 香川大学医学部附属病院      | 613 | 木田郡三木町池戸1750-1   | 087-898-5111 | ※  |
|            |    | 9  | 県立中央病院           | 533 | 高松市朝日町1丁目2-1     | 087-811-3333 | ※  |
|            |    | 10 | かがわ総合リハビリテーション病院 | 184 | 高松市田村町1114       | 087-867-6008 |    |
|            |    | 11 | 高松市立みんなの病院       | 305 | 高松市仏生山町甲847番地1   | 087-813-7171 | ※  |
|            |    | 12 | 高松市民病院塩江分院       | 87  | 高松市塩江町安原上東99-1   | 087-893-0031 |    |
|            |    | 13 | 高松赤十字病院          | 507 | 高松市番町4丁目1-3      | 087-831-7101 | ※  |
|            |    | 14 | 香川県済生会病院         | 198 | 高松市多肥上町1331-1    | 087-868-1551 |    |
|            |    | 15 | 屋島総合病院           | 279 | 高松市屋島西町2105-17   | 087-841-9141 |    |
|            |    | 16 | りつりん病院           | 199 | 高松市栗林町3丁目5-9     | 087-862-3171 |    |
|            |    | 17 | 高松病院             | 179 | 高松市天神前4-18       | 087-861-3261 |    |
|            | 中讃 | 18 | 四国こどもとおとなの医療センター | 689 | 善通寺市仙遊町2丁目1-1    | 0877-62-1000 | ※  |
|            |    | 19 | 香川労災病院           | 404 | 丸亀市城東町3丁目3-1     | 0877-23-3111 | ※  |
|            |    | 20 | 県立丸亀病院           | 215 | 丸亀市土器町東9丁目291    | 0877-22-2131 |    |
|            |    | 21 | 坂出市立病院           | 194 | 坂出市寿町三丁目1番2号     | 0877-46-5131 |    |
|            |    | 22 | 滝宮総合病院           | 191 | 綾歌郡綾川町滝宮486      | 087-876-1145 |    |
|            |    | 23 | 坂出聖マルチン病院        | 196 | 坂出市谷町1丁目4-13     | 0877-46-5195 |    |
|            |    | 24 | 回生病院             | 397 | 坂出市室町3丁目5-28     | 0877-46-1011 | ※  |
|            | 三豊 | 25 | みとよ市民病院          | 122 | 三豊市詫間町詫間6784-206 | 0875-83-3001 |    |
|            |    | 26 | 三豊総合病院           | 462 | 観音寺市豊浜町姫浜708     | 0875-52-3366 | ※  |
|            |    | 27 | 松井病院             | 199 | 観音寺市村黒町739       | 0875-23-2111 |    |
|            |    | 28 | 岩崎病院             | 108 | 三豊市詫間町松崎2780-426 | 0875-83-6011 |    |
|            |    | 29 | 橋本病院             | 156 | 三豊市山本町財田西902-1   | 0875-63-3311 |    |
|            |    | 30 | 香川井下病院           | 243 | 観音寺市大野原町花稲818-1  | 0875-52-2215 |    |

※印は上部に既に掲載されている病院

## 【8－4 県震災時用備蓄医薬品等リスト（1単位あたり）】

（50単位を医療機関等に分散備蓄している。）

### 1 医薬品

令和6年4月1日現在

| 区分  | 薬効分類    | 薬品名（主効別）                   | 容量等     | 数量   |
|-----|---------|----------------------------|---------|------|
| 外用剤 | 殺菌消毒薬   | ベンザルコニウム塩化物液               | 500ml   | 1本   |
|     |         | 消毒用エタノール                   | 500ml   | 1本   |
|     |         | ポビドンヨード（消毒剤）               | 250ml   | 1本   |
|     | 含嗽薬     | ポビドンヨード（含嗽剤）               | 250ml   | 1本   |
|     | 火傷塗布薬   | 亜鉛華軟膏                      | 500 g   | 1本   |
|     | 皮膚塗布薬   | ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 | 5 g     | 10本  |
|     | 貼付薬     | インドメタシン貼付剤                 | 70mg7枚  | 10袋  |
|     |         | フラジオマイシン硫酸塩貼付剤             | 10枚     | 1袋   |
|     |         | ゼラチンスポンジ                   | 2.5×5cm | 3枚   |
|     | 呼吸器官用薬  | プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤           | 5ml     | 10本  |
|     |         | ツロブテロール貼付剤                 | 1mg     | 70枚  |
| 注射液 | 局所麻酔剤   | リドカイン塩酸塩水和物注射剤             | 10ml    | 10A  |
|     | 循環器官用薬  | アドレナリン注射液                  | 1ml     | 10筒  |
|     | 鎮痙剤     | アトロピン硫酸塩水和物注射剤             | 1ml     | 10A  |
|     | 輸液      | 乳酸リンゲル液                    | 250ml   | 2本   |
|     |         | ブドウ糖液                      | 100ml   | 2本   |
|     |         | 生理食塩液                      | 20ml    | 10A  |
| 内服薬 | 抗生物質    | セフカペンビボキシル塩酸塩錠             | 100mg   | 100T |
|     |         | クラリスロマイシン錠                 | 200mg   | 100T |
|     |         | レボフロキサシン水和物錠               | 500mg   | 20T  |
|     | 解熱鎮痛消炎剤 | ロキソプロフェンナトリウム水和物錠          | 60mg    | 100T |
|     | 血圧降下剤   | アムロジピンベシル塩酸塩（口腔内崩壊錠）       | 5mg     | 100T |
|     | 心疾患用薬   | ニトログリセリン（舌下錠）              | 0.3mg   | 100T |
|     | 呼吸器官用薬  | チペピジンヒペンズ酸塩                | 20mg    | 100T |
|     | 消化器用薬   | ブチルスコポラミン臭化物錠              | 10mg    | 100T |
|     |         | センノシド錠                     | 12mg    | 100T |
|     | 抗アレルギー薬 | オロパタジン塩酸塩（口腔内崩壊錠）          | 2.5mg   | 100T |
|     | 精神安定薬   | ジアゼパム錠                     | 2mg     | 100T |

### 2 医療資器材

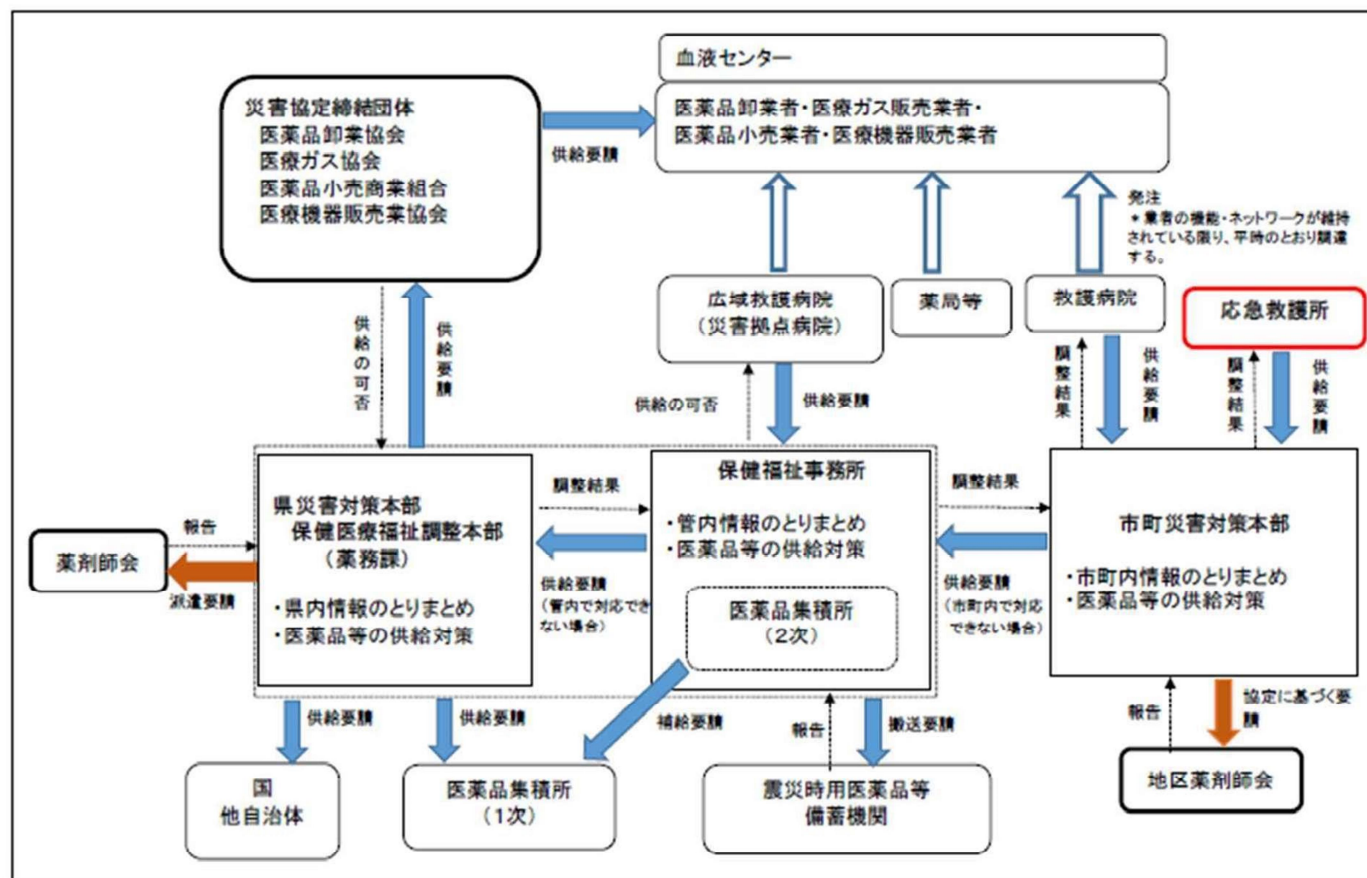
| 区分       | 品名     | 規格        | 数量 |
|----------|--------|-----------|----|
| 医療救護用資器材 | 小外科セット | ピンセット     | 2  |
|          |        | 喉頭鏡       | 1  |
|          |        | 携帯用血圧計    | 1  |
|          |        | 聴診器       | 1  |
|          |        | 外科剪刀(直型)  | 2  |
|          |        | 外科剪刀(反型)  | 1  |
|          |        | メス        | 20 |
|          |        | 止血鉗子      | 2  |
|          |        | 持針器       | 1  |
|          |        | 縫合針(縫合糸付) | 12 |
|          |        | ロール型万能副子  | 2  |
|          |        | 気管内チューブ   | 3  |
|          |        | 開口器       | 1  |
|          |        | 舌鉗子       | 1  |
|          |        | 舌圧子       | 1  |
|          |        | 鼻鏡        | 1  |
|          |        | 鼻用エアウエイ   | 2  |
|          |        | ペンライト     | 1  |
|          |        | 体温計       | 1  |

| 区分       | 品名    | 規格                 |       | 数量    |
|----------|-------|--------------------|-------|-------|
| 医療救護用資器材 | 手術用手袋 | 手術用手袋              |       | 20双   |
|          | 注射器   | 注射器<br>(針付きディスプレイ) | 2.5ml | 30    |
|          |       |                    | 5ml   | 20    |
|          |       |                    | 20ml  | 10    |
|          | 輸液セット | 止血帯                |       | 2     |
|          |       | 輸液セット              |       | 2     |
| 衛生材料     | ガーゼ   | 滅菌ガーゼ大／小           |       | 24／30 |
|          |       | 三角巾                |       | 6     |
|          | 脱脂綿   | 皮膚清浄綿              |       | 75包   |
|          |       | カット綿               |       | 100g  |
|          | 包帯    | 包帯 46mm×9m、56mm×9m |       | 各1    |
|          |       | 包帯止                |       | 100   |
|          | 絆創膏   | 絆創膏 25mm×5m        |       | 1     |
|          |       | 救急絆                |       | 200   |
|          |       | 油紙                 |       | 10    |
|          |       | 紙絆 9mm×10m         |       | 10    |

# 【8－5 災害時の医薬品等の調達・供給に係る連絡体制】

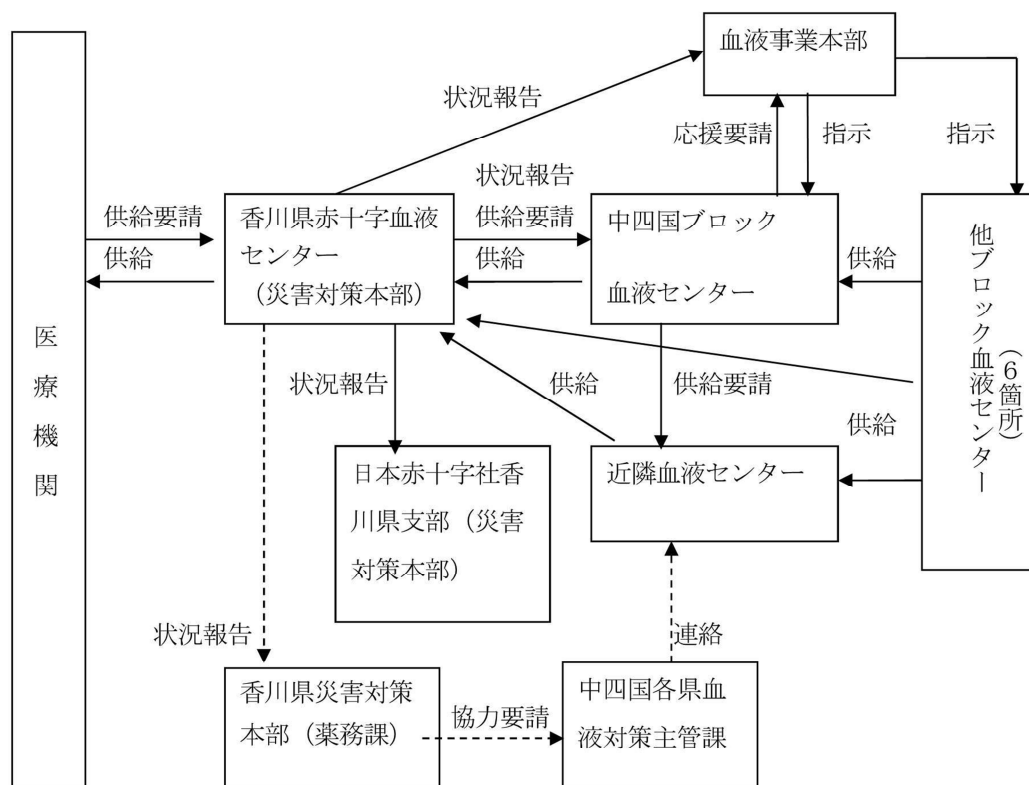
災害時の医薬品等の調達・供給についての連絡体制は、次のフロー図による。

また、医薬品等の供給要請・応諾は、それぞれの様式をファクシミリ等を使用し回送することにより行う。



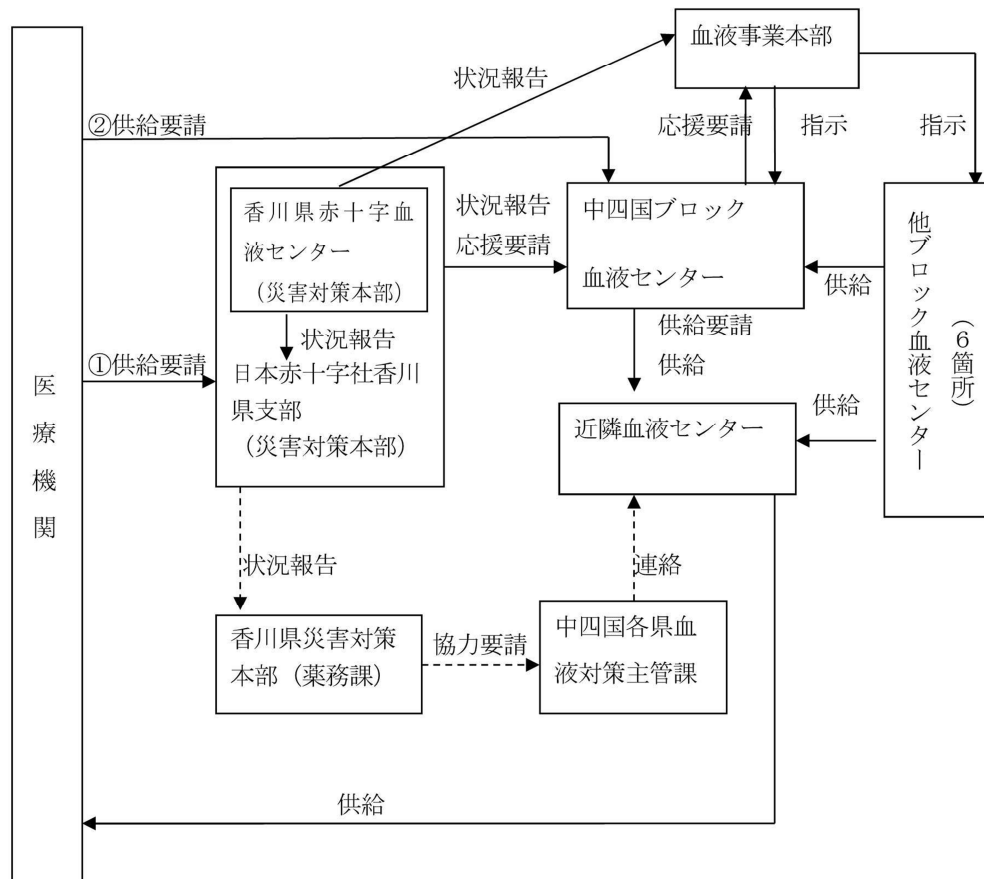
## 【8－6 災害時の血液の確保系統図】

### 1. 香川県赤十字血液センターが機能する場合



- ・香川県赤十字血液センターに災害対策本部を設置する。
- ・香川県赤十字血液センターにあつては、通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・原則として、自己の保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・災害対策本部長（所長）は、血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- ・香川県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターからの状況報告により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・香川県災害対策本部は、広域的な需給調整を行う際など、香川県赤十字血液センターの取組を支援する。
- ・医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

## 2. 香川県赤十字血液センターが機能しない場合



- ・日本赤十字社香川県支部内に、香川県赤十字血液センター災害対策本部を設置する。
- ・災害対策本部長（所長）は、血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- ・医療機関は香川県赤十字血液センター（日本赤十字社香川県支部）、中四国ブロック血液センターの順に供給要請する。
- ・血液事業本部の指示又は中四国ブロック血液センターの供給要請により、近隣血液センターから供給を行う。
- ・血液事業本部及び中四国ブロック血液センターにあっては、通信班員及び輸送班員を選定する。
- ・原則として、近隣血液センターの保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- ・香川県災害対策本部は、日本赤十字社香川県支部からの状況報告により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- ・香川県災害対策本部は、広域的な需給調整を行う際など、香川県赤十字血液センターの取組を支援する。
- ・医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

# 【８－７ 東かがわ市療養取扱機関名】

| 療養取扱機関名    | 所 在 地         | 電話番号<br>(市外局番・０８７９) |
|------------|---------------|---------------------|
| 古川医院       | 東かがわ市馬宿 216-1 | ３３－７３００             |
| みさごクリニック   | 〃 引田 202-1    | ３３－３９００             |
| 伴歯科医院      | 〃 馬宿 408-3    | ３３－６８７９             |
| 永峰歯科医院     | 〃 引田 354-8    | ３３－６２２３             |
| 宇田整形外科医院   | 〃 白鳥 96-1     | ２５－４３２８             |
| みづいり診療所    | 〃 湊 1815-5    | ２５－８８６５             |
| 鎌田医院       | 〃 湊 704       | ２５－２５１９             |
| 白鳥皮膚科クリニック | 〃 湊 844-2     | ２５－６３３６             |
| 山本内科クリニック  | 〃 松原 795      | ２４－１１３３             |
| 香川県立白鳥病院   | 〃 松原 963      | ２５－４１５４             |
| 鎌田歯科医院     | 〃 湊 1393-1    | ２４－１９５８             |
| 佐藤歯科医院     | 〃 松原 1012-13  | ２５－７２７０             |
| 歯科しろとりごうだ  | 〃 白鳥 89-1     | ２５－９６６６             |
| 谷口歯科医院     | 〃 西村 1400-1   | ２５－８５５０             |
| 岡田眼科       | 〃 帰来 543-6    | ２６－３３１３             |
| せお歯科クリニック  | 〃 白鳥 134-6    | ２６－９９９０             |
| 田村内科医院     | 〃 三本松 353     | ２５－２８６８             |
| 太田病院       | 〃 三本松 1758    | ２５－２６７３             |
| 阪本病院       | 〃 川東 103-1    | ２５－１１２１             |
| 桑島内科医院     | 〃 三本松 751     | ２５－０７７１             |
| 赤澤眼科医院     | 〃 三本松 680-32  | ２５－３６１５             |
| 三好医院       | 〃 大谷 813-1    | ２５－３５０３             |
| 奥谷医院       | 〃 三本松 1700-1  | ２５－４４７８             |
| 近藤内科クリニック  | 〃 町田 697-1    | ２６－３３３１             |
| とらまる歯科医院   | 〃 三本松 1277-5  | ２５－８８８２             |
| 兼松歯科医院     | 〃 三本松 987     | ２５－３４６８             |
| みよし歯科医院    | 〃 町田 726-3    | ２６－１１８４             |
| 小林耳鼻科醫院    | 〃 三本松 1887-1  | ２３－１８８７             |
| 阪本病院歯科     | 〃 川東 103-1    | ２４－９０２２             |

## 【9－1 防疫活動組織計画（香川県）】

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

### 1 県における防疫活動組織計画

#### (1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表1に掲げる事務を掌理する。

#### (2) 現地防疫対策本部の設置

- ア 必要に応じて、例1を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。
- イ 避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。
- ウ 市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。
- エ 必要に応じて健康診断を実施する。

#### (3) 一類二類感染症患者に対する処置

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条の規定に基づき、感染症指定医療機関に患者を入院させる。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定医療機関への入院ができないときは、知事が適当と認める医療機関に入院させるものとする。

#### (4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

- ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示
- イ ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示
- ウ 物件に係る措置の指示
- エ 生活の用に供される水の供給の指示
- オ 臨時の予防接種の命令

### 2 市町における防疫活動組織計画

#### (1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例2を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

#### (2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

#### (3) 清潔方法

- ア 管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。
- イ 清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

#### (4) 消毒方法

- ア 防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。
- イ 薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ 薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給

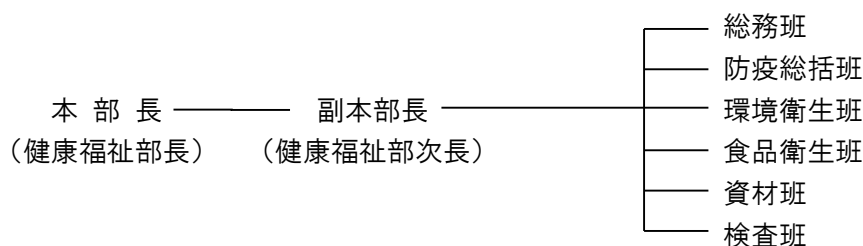
ア 生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。

イ 生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

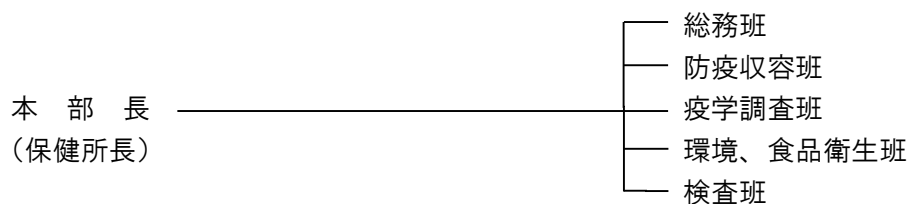
(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

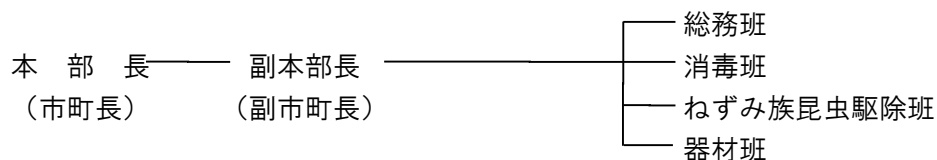
香川県防疫対策本部組織



(例1 現地防疫対策本部組織(保健所))



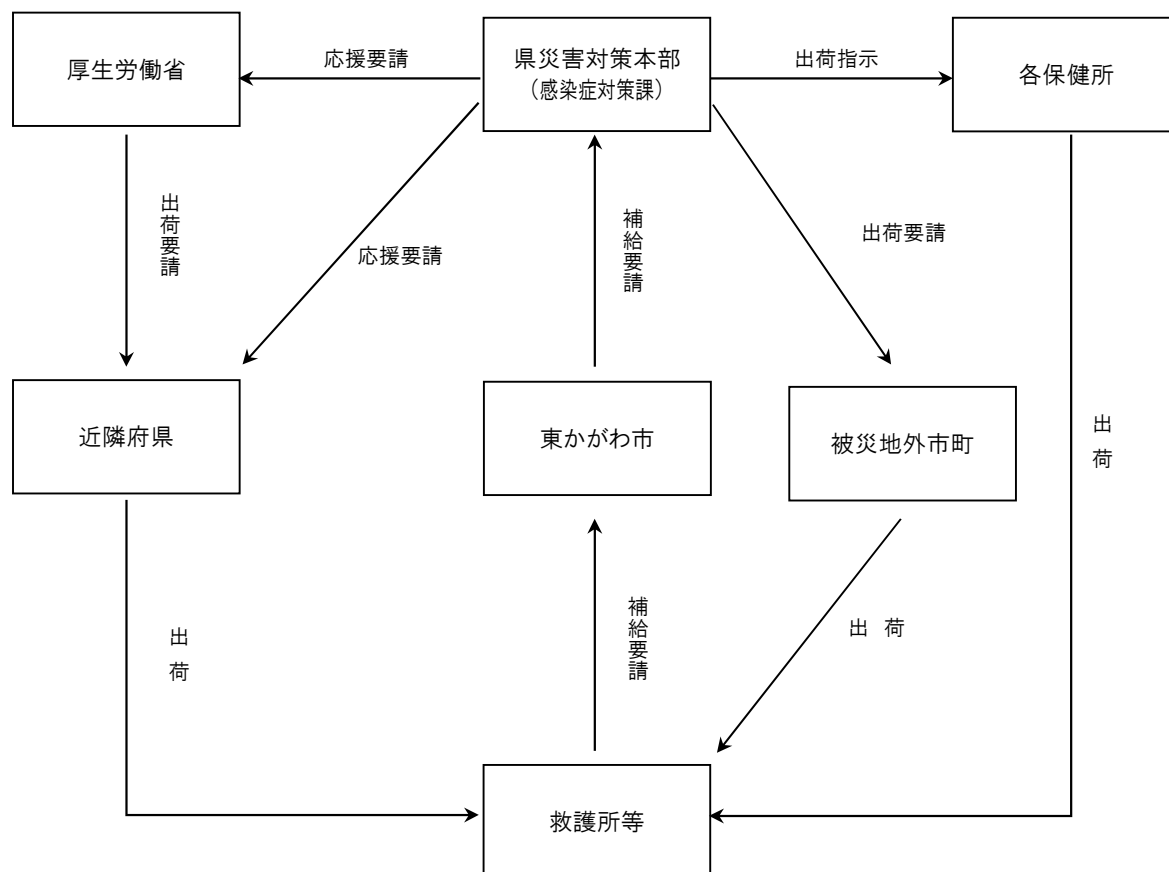
(例2 市町防疫対策本部組織)



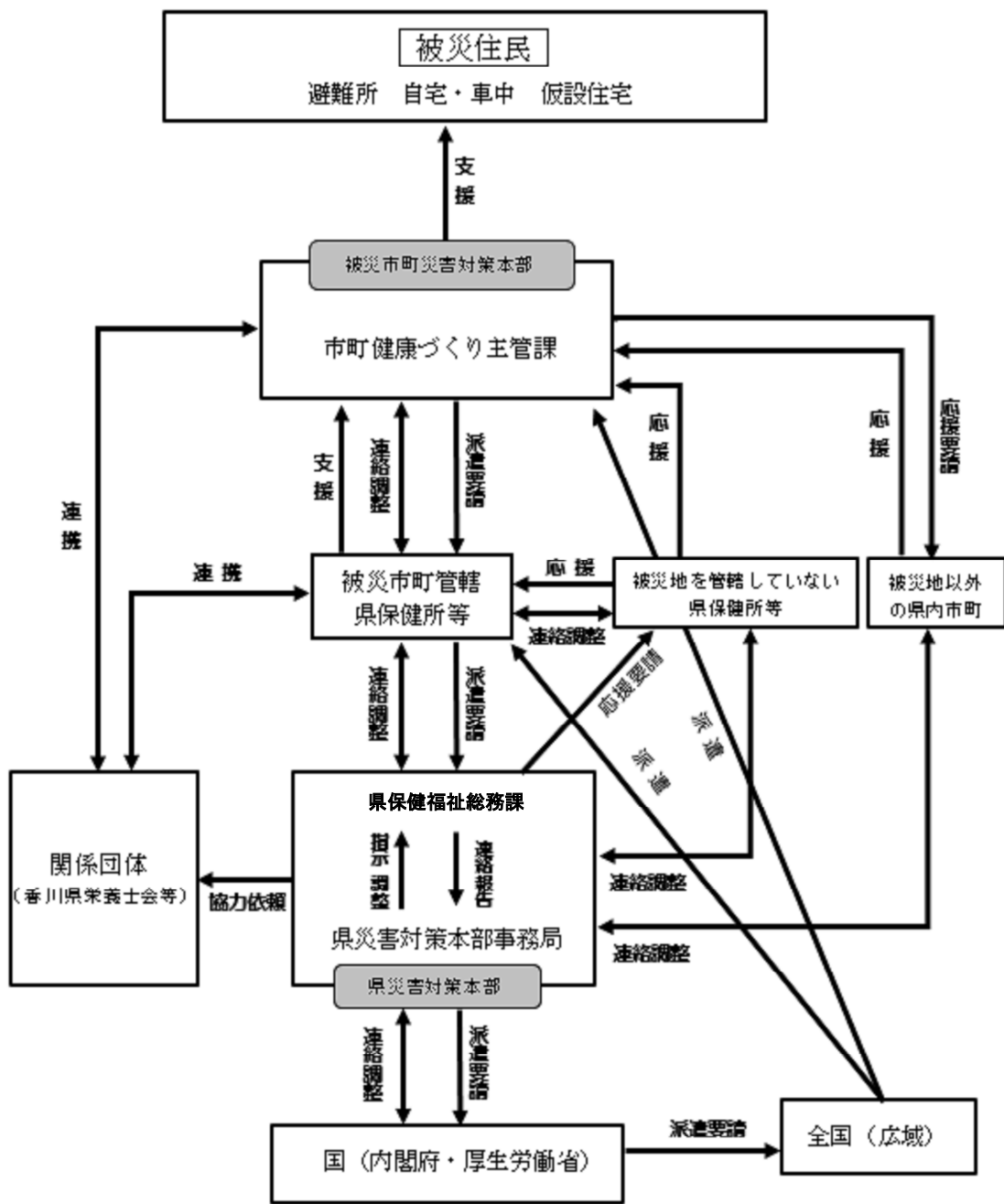
別表 1

| 班     | 分 掌 事 務                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総 務 班 | 1 対策本部内の連絡調整<br>2 保健所間の応援体制、要員の確保<br>3 報道機関への広報<br>4 関係行政機関及び団体との連絡調整<br>5 防疫対策に要する予算措置                                                                   |
| 防疫総括班 | 1 対策本部の措置及び解散<br>2 厚生労働省、検疫所、関係都道府県、環境保健研究センター、保健所、<br>県医師会等との情報連絡<br>3 入院施設の確保と入院措置の指導<br>4 疫学調査<br>5 消毒方法、清潔方法の指導<br>6 衛生教育に関すること<br>7 その他防疫業務の総括に関すること |
| 環境衛生班 | 1 環境汚染調査の指導<br>2 ねずみ族、昆虫等の駆除の指導<br>3 下水系の汚染防止の指導<br>4 飲料水その他家庭用水の安全確保の指導<br>5 不良水道施設等の改善措置<br>6 その他、環境衛生に関すること                                            |
| 食品衛生班 | 1 食品汚染調査と流通経路の調査<br>2 汚染食品の処分等の指導<br>3 食品及び食品施設の監視指導の強化<br>4 その他、食品衛生に関すること                                                                               |
| 資 材 班 | 防疫用薬剤及び資機材等の確保（調達、斡旋、輸送）                                                                                                                                  |
| 検 査 班 | 1 病原微生物の検索<br>2 国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整                                                                                                                 |

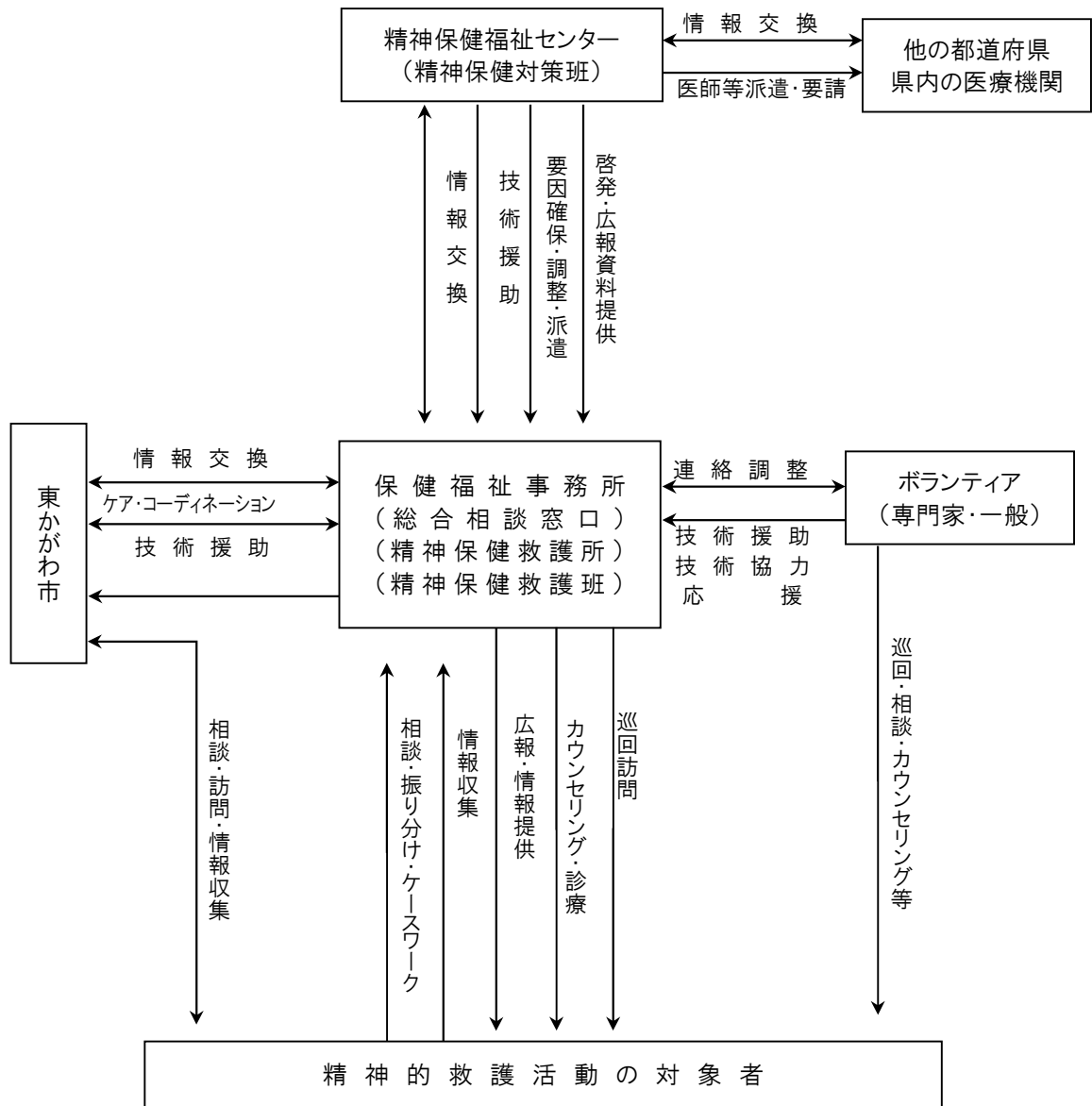
【9－2 防疫用薬剤及び資機材の確保系統図】



【9-3 栄養相談・指導活動体系図】



【9－4 精神保健活動体系図】



## 【9－5 東かがわ市災害廃棄物処理計画】

### 1 計画策定の趣旨

東かがわ市災害廃棄物処理計画は、災害により発生するがれき類や、避難所からのごみやし尿など、大量の災害廃棄物の処理を円滑に実施するために策定し、令和3年3月に見直しをした。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、東かがわ市地域防災計画「一般対策編」及び「地震・津波編」を補完するものです。

※ 計画本編については、インターネットで以下のアドレスをご確認ください。

[https://www.higashikagawa.jp/shiseijoho/seisaku\\_keikaku/toshikeikaku\\_machizukuri/2551.html](https://www.higashikagawa.jp/shiseijoho/seisaku_keikaku/toshikeikaku_machizukuri/2551.html)

### 3 災害時のごみの出し方について

地震や水害などによる大規模災害時には、災害廃棄物が一時的に多量に生じるため、通常時には市で収集をしていない家電製品や消化器などの廃棄物の受け入れをするなど、ごみの出し方が通常時と異なる場合があります。

本計画の基本的な考え方のとおり、災害廃棄物の円滑かつ再生利用を推進するためには、廃棄物を適切に分別することなどが重要となります。災害時には、その状況に応じたごみの出し方などについて、市ホームページへの掲載、広報誌、告知放送により詳細な情報を発信しますので、適切な災害時のごみの出し方にご協力をお願いします。

#### 災害廃棄物の処理イメージ

- ・ 被災により生じた廃棄物

↓

- ・ 住民用仮置場（最初の搬出場所です。）

状況に応じて緊急的に近隣の空きスペースなどにごみを分別して仮置きします。

↓

- ・ 一次仮置場、二次仮置場

被災状況や災害廃棄物の状況に応じて詳細な情報を速やかに発信します。

↓

- ・ 搬出、処理

#### 災害廃棄物分別例

木質系廃棄物（家具類）、畳、家電リサイクル対象4品目（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）、その他の家電、金属類（自転車、アルミ製窓枠等）、処理困難物（タイヤ等）、有害・危険物（消化器、ボンベ、燃料等）、木くず、コンクリート殻、がれきなど

## 【9－6 災害廃棄物の仮置場候補地】

| 名 称             | 所 在 地          | 敷地面積（㎡）  |
|-----------------|----------------|----------|
| 相生コミュニティセンター運動場 | 東かがわ市南野 142-1  | 約 3,850  |
| 引田運動広場          | 東かがわ市引田 922-5  | 約 10,000 |
|                 | 東かがわ市引田 972-1  | 約 9,000  |
| 白鳥中央公園多目的広場     | 東かがわ市帰来 1101   | 約 11,000 |
| とらまる公園多目的広場     | 東かがわ市水主 4834-1 | 約 14,000 |

## 【9－7 一般廃棄物処理施設】

### （１） ごみ焼却施設

（令和 6 年 4 月 1 日現在稼働中）

| 名 称                | 設置主体               | 利用市町                 | 使用開始<br>年度 | 規 模<br>(t/日) | 所在地                       |
|--------------------|--------------------|----------------------|------------|--------------|---------------------------|
| 高松市<br>南部クリーンセンター  | 高松市                | 高松市                  | H15        | 300          | 高松市塩江町安原下<br>第 3 号 2084-1 |
| 高松市<br>西部クリーンセンター  | 高松市                | 高松市<br>綾川町           | S63        | 280          | 高松市川部町 930-1              |
| 香川東部溶融クリーンセ<br>ンター | 香川県東部清掃<br>施設組合    | さぬき市<br>東かがわ市<br>三木町 | H9         | 210          | さぬき市長尾東 3013              |
| クリントピア丸亀           | 中讃広域行政事<br>務組合     | 丸亀市<br>多度津町          | H9         | 260          | 丸亀市土器町北 1 丁目 72<br>-2     |
| 仲善クリーンセンター         | 中讃広域行政事<br>務組合     | 善通寺市<br>琴平町<br>まんのう町 | H9         | 90           | 仲多度郡琴平町五条 1050            |
| 角山環境センター           | 坂出、宇多津広域<br>行政事務組合 | 坂出市<br>宇多津町          | S60        | 165          | 坂出市新浜町 6-51               |
| 小豆島クリーンセンター        | 小豆地区広域行<br>政事務組合   | 土庄町<br>小豆島町          | H6         | 50           | 小豆郡小豆島町室生 1371<br>-1      |
| 直島町焼却施設            | 直島町                | 直島町                  | H28        | 6            | 香川郡直島町 4062-5             |
| 計                  | 8 施設               |                      |            | 1,361        |                           |

(2) し尿処理施設

(令和6年4月1日現在稼働中)

| 名 称                | 設置主体           | 利用市町                                       | 使用開始<br>年度 | 処理能力<br>(kl/日) | 処理方<br>式          | 所在地            |
|--------------------|----------------|--------------------------------------------|------------|----------------|-------------------|----------------|
| 高松市衛生センター          | 高松市            | 高松市<br>三木町<br>綾川町                          | H29        | 378            | 前処理<br>下水投<br>入   | 高松市朝日町5丁目5-56  |
| 瀬戸グリーンセンター         | 中讃広域行政事務組合     | 丸亀市<br>普通寺市<br>三豊市<br>琴平町<br>多度津町<br>まんのう町 | H5         | 174            | 標脱                | 仲多度郡多度津町堀江5-11 |
| 番の州浄園              | 坂出、宇多津広域行政事務組合 | 坂出市<br>宇多津町                                | H13        | 85             | 高負荷               | 坂出市番の州町10-2, 3 |
| 大川広域志度クリーンセンター     | 大川広域行政組合       | さぬき市<br>東かがわ市                              | H12        | 80             | 高負荷<br>膜分離        | さぬき市小田2600-3   |
| 観音寺市衛生センター         | 観音寺市           | 観音寺市                                       | H12        | 48             | 高負荷<br>膜分離        | 観音寺市瀬戸町4-2-3   |
| 観音寺市伊吹クリーンセンター     | 観音寺市           | 観音寺市                                       | H15        | 1.7            | 膜分離               | 観音寺市伊吹町82      |
| 御影浄苑               | 土庄町            | 土庄町                                        | H3         | 50             | 高負荷               | 小豆郡土庄町小海乙1142  |
| みさき園               | 小豆島町           | 小豆島町                                       | S52        | 29.5           | 好二段<br>高負荷<br>膜分離 | 小豆郡小豆島町堀越甲810  |
| 直島町浄化センター<br>し尿受入棟 | 直島町            | 直島町                                        | H21        | 1.62           | 下水投<br>入          | 香川郡直島町2797-3   |
| 計                  | 9施設            |                                            |            | 847.82         |                   |                |

(3) 粗大ごみ処理施設

(令和6年4月1日現在稼働中)

| 名 称           | 設置主体 | 利用市町       | 使用開始<br>年度 | 処理能力<br>(t/日) | 処理方<br>式 | 敷地面積                                   | 所在地         |
|---------------|------|------------|------------|---------------|----------|----------------------------------------|-------------|
| 高松市西部クリーンセンター | 高松市  | 高松市<br>綾川町 | H8         | 100           | 併用       | 16,972 m <sup>2</sup><br>ごみ処理<br>施設敷地内 | 高松市川部町930-1 |
| 計             |      | 1施設        |            | 100           |          |                                        |             |

(4) 再生利用施設

(令和6年4月1日現在稼働中)

| 名 称                              | 設置主体             | 利用市町                 | 使用開始<br>年度 | 処理能力<br>(t/日) | 処理方式        | 所在地                    |
|----------------------------------|------------------|----------------------|------------|---------------|-------------|------------------------|
| 高松市南部クリーン<br>センター                | 高松市              | 高松市                  | H15        | 70.0          | 再生          | 高松市塩江町安原下<br>第3号2084-1 |
| 大内クリーンセンタ<br>ー                   | 東かがわ市            | 東かがわ市                | H24        |               | ストック<br>ヤード | 東かがわ市川東1513<br>-3      |
| 三木町クリーンセン<br>ター                  | 三木町              | 三木町                  | H11        | 4.9           | 再生          | 木田郡三木町大字下<br>高岡4319    |
| 香川東部溶融クリー<br>ンセンター<br>リサイクルセンター  | 香川県東部清<br>掃施設組合  | さぬき市<br>東かがわ市<br>三木町 | H14        | 0.8           | 再生          | さぬき市長尾東3013            |
| 香川東部再資源化セ<br>ンター                 | 香川県東部清<br>掃施設組合  | さぬき市<br>東かがわ市        | H26        | 3.7           | 再生          | さぬき市長尾東3013            |
| クリーンセンター丸<br>亀                   | 丸亀市              | 丸亀市                  | H14        | 13.6          | 再生          | 丸亀市川西町南乙<br>66-1       |
| 坂出市リサイクルプ<br>ラザ                  | 坂出市              | 坂出市                  | H11        | 26.0          | 併用・再生       | 坂出市江尻町24-1             |
| 善通寺市未来クルパ<br>ーク21                | 善通寺市             | 善通寺市<br>まんのう町        | H12        | 21.0          | 併用          | 善通寺市原田町43              |
| 多度津町リサイクル<br>プラザ                 | 多度津町             | 多度津町                 | H14        | 6.6           | 併用・再生       | 仲多度郡多度津町桃<br>山13-1     |
| リサイクルステーシ<br>ョンまんのう              | まんのう町            | まんのう町                | H11        |               | ストック<br>ヤード | 仲多度郡まんのう町<br>長尾1156-1  |
| クリントピア丸亀                         | 中讃広域行政<br>事務組合   | 丸亀市<br>多度津町          | H9         | 45.0          | 併用・再生       | 丸亀市土器町北1丁<br>目72-2     |
| 小豆地区広域行政事<br>務組合小豆島リサイ<br>クルセンター | 小豆地区広域<br>行政事務組合 | 土庄町<br>小豆島町          | H13        | 3.9           | 再生          | 小豆郡小豆島町室生<br>1374-1    |
| 直島町資源化施設                         | 直島町              | 直島町                  | H27        | 1             | 再生          | 香川郡直島町4062-5           |
| 計                                |                  | 11施設※                |            | 196.5         |             |                        |

※処理方式がストックヤードの施設は含まない。

(5) 最終処分場

(令和6年4月1日現在稼働中(一部休止))

| 名 称                 | 設置主体           | 利用市町                                | 使用開始<br>年 度   | 全体容量<br>(m <sup>3</sup> ) | 所 在 地                  |
|---------------------|----------------|-------------------------------------|---------------|---------------------------|------------------------|
| 高松市南部クリーンセンター埋立処分地  | 高松市            | 高松市                                 | S54           | 472,200                   | 高松市塩江町安原下第3号973        |
| 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地 | 高松市            | 高松市                                 | H26           | 335,000                   | 綾歌郡綾川町陶5001-1          |
| 綾川町一般廃棄物最終処分場       | 綾川町            | 綾川町                                 | H16           | 81,600                    | 綾歌郡綾川町西分乙561           |
| 飯山不燃物埋立地(災害用)       | 丸亀市            | 丸亀市                                 | S61           | 76,000                    | 丸亀市飯山町東坂元3804-1        |
| 坂出環境センター            | 坂出市            | 坂出市<br>宇多津町                         | H3            | 383,500                   | 坂出市府中町6870             |
| エコランド林ヶ谷            | 中讃広域行政<br>事務組合 | 丸亀市<br>善通寺市<br>琴平町<br>多度津町<br>まんのう町 | H10           | 365,000                   | 仲多度郡まんのう町<br>追上325-27  |
| 観音寺市大野原一般廃棄物最終処分場   | 観音寺市           | 観音寺市                                | H11           | 30,000                    | 観音寺市大野原町<br>五郷内野々乙12-1 |
| 土庄町一般廃棄物最終処分場       | 土庄町            | 土庄町                                 | H8            | 86,400                    | 小豆郡土庄町小江<br>1532       |
| 豊島一般廃棄物最終処分場        | 土庄町            | 土庄町                                 | H6            | 34,900                    | 小豆郡土庄町豊島<br>唐櫃字寒田      |
| 徳本地区埋立処分地           | 小豆島町           | 小豆島町                                | H7            | 81,000                    | 小豆郡小豆島町坂手<br>乙2-87     |
| 小豆島町一般廃棄物最終処分場      | 小豆島町           | 小豆島町                                | R4            | 78,000                    | 小豆郡小豆島町坂手<br>字仲人石山地内   |
| 吉野廃棄物埋立処分地※1        | 小豆島町           | 小豆島町                                | S63<br>(現在休止) | (50,715)                  | 小豆郡小豆島町吉野<br>字白ヵ奥      |
| 直島町納言様埋立地※2         | 直島町            | 直島町                                 | S53           | 128,064                   | 香川郡直島町2797-1           |
| 計                   | 12施設           |                                     |               | 2,075,664                 |                        |

※1 吉野廃棄物埋立処分地は休止中のため、全体容量がないものとし、施設数に含んでいない。

※2 焼却灰の搬入不可

【9-8 一般廃棄物収集運搬車両】

(令和4年度実績)

(積載量単位:ごみt, し尿kl)

|       | ごみ収集運搬車 |     |     |     |     |     | し尿収集運搬車 |     |     |     |     |     |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
|       | 直 営     |     | 委 託 |     | 許 可 |     | 直 営     |     | 委 託 |     | 許 可 |     |
|       | 台数      | 積載量 | 台数  | 積載量 | 台数  | 積載量 | 台数      | 積載量 | 台数  | 積載量 | 台数  | 積載量 |
| 東かがわ市 | 0       | 0   | 45  | 96  | 107 | 290 | 0       | 0   | 14  | 70  | 0   | 0   |

## 【9－9 香川県広域火葬計画】

### 第1 総則

#### 1 目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

#### 2 定義

(1) この計画において、「災害等」とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などをいう。

(2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

#### 3 基本方針

県、市町及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

#### 4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適切な取扱に対応するものとする。

### 第2 平常時における対応

#### 1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に必要な事項を情報提供するものとする。

(1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報

(2) 県内市町及び火葬場設置者並びに近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

#### 2 広域火葬等実施組織の整備

市町及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

#### 3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

(1) 市町及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

##### ア 資器材等の確保

- ・ 棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・ 災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

##### イ 協定等の締結

災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

##### ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両としての事前届出

(2) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

#### 4 情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 5 訓練等

(1) 県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

### 第3 災害等発生時の対応

#### 1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

#### 2 被害状況の把握

(1) 被災市町は、災害等発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)

(3) 県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

#### 3 広域火葬の応援、協力

(1) 被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)

(2) 県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。(様式第3号)

(3) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)

(4) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

(5) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は、第2号及び第3号を準用し、対応するものとする。

#### 4 火葬場の割り振り及び調整

(1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(様式第5号の1、第5号の2、第6号)

(2) 被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

#### 5 火葬要員の派遣要請等

(1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。また、火葬に必要な燃料又は資器材の確保が困難な場合にあっては同様とする。(様式第7号)

(2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。また、県は燃料又は資器材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

#### 6 遺体保存対策

(1) 被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。

(2) 被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要

請するものとする。(様式第8号)

- (3) 県は、被災市町から遺体保存に必要な資器材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

#### 7 遺体搬送手段の確保

- (1) 被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)

- (3) 県は、被災市町から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援、協力を依頼するものとする。

#### 8 相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

#### 9 火葬に係る特例的取扱

- (1) 市町及び火葬場設置者は、被災市町が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。

- (2) 県は、市町及び火葬場設置者から前号の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。

#### 10 引取者の無い焼骨の保管

被災市町は、引取者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

#### 11 火葬実績の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第9号)

- (2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

#### 12 広域火葬の終了

- (1) 被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。

- (2) 県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。

- (3) 被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第10号)

- (4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

### 第4 雑則

#### 1 他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

#### 附 則

この計画は、平成25 年10 月1日から適用する。

【9－10 火葬場・遺体収容場所】

| 名 称       | 所在地            | 電 話              | FAX              | 炉数 |
|-----------|----------------|------------------|------------------|----|
| 東かがわ市白鳥斎苑 | 東かがわ市西山 192-14 | 0879-<br>25-4511 | 0879-<br>25-4511 | 3  |
| 〃 大内斎苑    | 〃 町田 287-1     | 0879-<br>25-9030 | 0879-<br>25-9031 | 2  |

※ 上記以外の収容場所については、状況等により市長が指定した場所とする。